

# International Standard for Therapeutic Use Exemption 【ISTUE】

## 禁止物質等の治療使用特例に関する国際基準 (2027年版)

### 2023年版からの主な変更点



#### 注意)

本日時点では、2027年版世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の翻訳作業が進行中となっています。  
よって、各スライド内で提示している文章は、2027年版の世界アンチ・ドーピング規程、及び国際基準の日本語訳を正確に反映しているものではなく、趣旨を踏まえた解説のための文章として提示するものです。

世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の日本語訳版は、完成次第、JADAのwebサイトで掲示するとともに、冊子を各団体事務局に送付予定です。

# 国際基準名(日本語訳)を変更

Therapeutic Use Exemption

治療使用特例



2027年1月1日～

『**禁止物質等**の治療使用特例』

# ISTUE主な変更、追加されたポイント

アンチ・ドーピング機関や国際競技連盟等の  
TUE手続きを標準化し、より規則を明確にする

アスリートは、  
『**診断**』、『**記録**』、『TUEの**管理**』、『**手続きの確認**』を  
これまで以上に求められる

# ISTUE主な変更、追加されたポイント

- TUEが必要となる診断と医学的根拠をより明確に示す
- 国際競技連盟やアンチ・ドーピング機関のアスリートへの説明責任と管理責任の明確化
  - TUE申請書のウェブサイトへの掲載、手続きの公開
  - 有効期限、更新、却下時の説明 等
  - 治療薬（TUE付与された禁止物質）の変更時の対応
- 国際大会前の確認と準備がこれまで以上に重要
  - 自動承認
  - 国際競技連盟の承認手続き、国際大会主催者の情報公開

# TUE取得の判断基準

明 確

TUEが必要となる診断と医学的根拠をより明確に示すことが求められる

## ISTUE 4.2 TUE付与の判断基準（a-d）が整理され、並び替えられた

### 【2023ISTUE 4.2 (a)-(d)】

- a. 関連する臨床的証拠による裏づけのもと、診断された疾患を**治療するために当該禁止物質又は禁止方法が必要**であること。
- b. 禁止物質又は禁止方法の**治療使用が、証拠の優越により、疾患の治療の後に回復すると予想される競技者の通常健康状態以上に、追加的な競技力を向上させないであろうこと。**
- c. 禁止物質又は禁止方法がその医学的状態に対して適応となる治療法であり、かつ、合理的に許容される代替の治療法が存在しないこと
- d. 当該禁止物質又は禁止方法を使用する必要性が、使用当時に禁止されていた物質又は方法を、（TUEを取得せずに）以前に使用したことの結果（全面的か部分的かを問わない）として生じたものではないこと。

### 【2027ISTUE 4.2 (a)-(d)】

- a. 競技者が、関連する臨床的証拠による裏づけのもと、**診断された疾患の医学的状態を有していること**
- b. 禁止物質又は禁止方法がその医学的状態に対して適応となる治療法であり、かつ、合理的に許容される代替の治療法が存在しないこと
- c. 禁止物質又は禁止方法の**治療使用が、証拠の優越により、疾患の治療の後に回復すると予想される競技者の通常健康状態以上に、追加的な競技力を向上させないであろうこと。**
- d. 当該禁止物質又は禁止方法を使用する必要性が、使用当時に禁止されていた物質又は方法を、（TUEを取得せずに）以前に使用したことの結果（全面的か部分的かを問わない）として生じたものではないこと。

## ISTUE 4.3 遡及的要件の表現を変更

### 【2027ISTUE 4.3 b】

- 競技者が問題とされている物質又は方法の使用又は保有に先立ってTUEを取得することができなかったことについて、時間や機会の不足、又は他の例外的な事情があった

《遡及的TUE申請の要件：変更なし》

**要件と要件の判断者を明確化**  
**アスリートは確認が必要**

国内（JADA）においては以前より実施

# TUE手続き

明 確

## 【2027ISTUE 5.0等 アンチ・ドーピング機関の責任】

- TUE申請書をウェブサイト公表し、国内レベルアスリートに明確に示す
- TUE有効期間を明示する →自動的に失効
- 治療薬（TUE付与された禁止物質）の変更時の対応
- TUE却下時の不服申立てを明示する

等

アスリートへの説明責任、TUE取得後の管理責任が明確になる

国内（JADA）においては以前より実施

# TUE申請手続き

明 確

## 【2027ISTUE 7.0 等】

- アスリートは、アスリート・カテゴリーに応じた提出先へTUE申請する
- 禁止物質又は禁止方法の使用のために、複数のアンチ・ドーピング機関に TUE を申請することができない。競技者は、同一の医学的状態に対する同一の禁止物質又は禁止方法の使用のために、同時に複数の TUE を保有することもできない。
- 自動承認の明示と、自動承認ではない場合の手続きの明確化

国際大会前の確認と準備がこれまで以上に重要



# 制裁措置の弾力化（正当な医学的状态を有する場合）

新規

## 【2027ISTUE 4.1解説、世界規程10.2.4項】

禁止物質を使用したアスリートが**正当な医学的状态を有していた**ものの、使用の当時**TUE（治療使用特例）の申請を行っておらず、かつ遡及的TUEの付与要件も満たさない場合**において、治療使用特例に関する国際基準（ISTUE）第4.2条のすべての要件（合理的に認められる代替治療が存在しないことを示す要件を除く。）を満たすときは、**資格停止期間は一律2か月間**とする。

TUE基準を満たしていても、

**適切な手続きを行わなければアンチ・ドーピング規則違反となる**

# ISTUE主な変更、追加されたポイント

- TUEが必要となる診断と医学的根拠をより明確に示す
- 国際競技連盟やアンチ・ドーピング機関のアスリートへの説明責任と管理責任の明確化
  - TUE申請書のウェブサイトへの掲載、手続きの公開
  - 有効期限、更新、却下時の説明 等
  - 治療薬（TUE付与された禁止物質）の変更時の対応
- 国際大会前の確認と準備がこれまで以上に重要
  - 自動承認
  - 国際競技連盟の承認手続き、国際大会主催者の情報公開

# ISTUE主な変更、追加されたポイント

アンチ・ドーピング機関や国際競技連盟等の  
TUE手続きを標準化し、より規則を明確にする

アスリートは、  
『**診断**』、『**記録**』、『TUEの**管理**』、『**手続きの確認**』を  
これまで以上に求められる



勝利を超える価値がある

私たちは信じる。

正々堂々と競いあう潔さを。

相手をリスペクトすることで生まれる友情や感動を。

まっすぐ挑戦しつづける、そこに、

自分や、仲間や、社会さえ変える力があることを。

さあ、すべては、私たちの中にある

フェアネスの心からはじまる。

スポーツのフェアネスが、社会のフェアネスを支えるために。



公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構